



【問い合わせ先】

国際刑事課海賊対策室専門官 辰巳屋
電話：3581-1701 (直通)

平成 23 年 11 月 2 日
海上保安庁

「中東・東アフリカ地域海上保安機関高級実務者会合」
の結果概要について

海上保安庁では、ソマリア沖における海賊対策に資するため、11月1日(火)及び2日(水)、海洋政策研究財団(OPRF)と協力し、「中東・東アフリカ地域海上保安機関高級実務者会合」を開催した。この会合では、ソマリア周辺沿岸国等から、海上法執行能力向上分野の施策の企画・実施に携わる幹部職員を、また、国際海事機関(IMO)、ReCAAP・ISC¹及び主要な支援国・機関(米国、EU)からも参加者を募り、当該地域の海上法執行能力の向上策及び我が国として支援可能な方策等について考察、討議を実施した。その結果、会議参加者との間で、次のとおり基本的な認識の共有化が図られた。

1. ソマリア及びソマリア周辺沿岸の関係国が一同に会する機会は非常に有益。
2. 現在、海上犯罪取締り研修等海上保安庁が法執行能力向上のために行っている人材育成支援が有効であることから更なる充実が必要であることを認識。
3. 効果的な海賊対策のためには、関係各国による情報共有が必要であり、ジブチコード²に基づき、IMO及びReCAAPの支援により設立されたケニア、タンザニア、イエメンの海賊情報共有センターは海賊対策の第一歩として重要。一方で、情報の活用に問題点があることから、ReCAAPの経験を生かすなどによる各フォーカルポイントの人材育成の重要性を認識。
4. 各国による海賊対策について、自国の領海及びその以遠における、意欲的な取組みを評価。各国は、領海を超えて、EEZ及び公海における海賊対策を行なうことが望まれ、そのための人材育成をはじめとする必要な能力向上支援の重要性を認識。
また、各国の限られた人材及び装備を有効活用するための、ジブチコードに基づく、ソマリア及び周辺沿岸国の法執行官が外国の艦艇又は自国の保有する軍艦への法執行官の上乗りの有効性を認識。
5. 海賊対処法制及び司法システムの整備については、既に UNODC や IMO 等国际機関により各国実情に合致した形で包括的に支援が実施されており、それらの活動を関係国は今後も支援すべきこと。
6. コーストガード(海上保安機関)が、効率的・実効的に機能していることを認識し、コーストガード機能強化を志向する国に対し、コーストガードのベストプラクティスを提供することの必要性を認識。
7. ソマリア周辺沿岸国のみならず、ソマリア自身の海上法執行能力向上及びその支援の重要性を認識。
8. 海賊対策にも資する海上犯罪分析センターの設置の検討の重要性を認識。
9. 今後も、高級実務者レベルでの定期的な会合を行うことの重要性を認識。

¹ アジア海賊対策地域協力協定

² 西インド洋及びアデン湾における海賊及び船舶武装強盗対策行動指針 (Djibouti Code of Conduct)